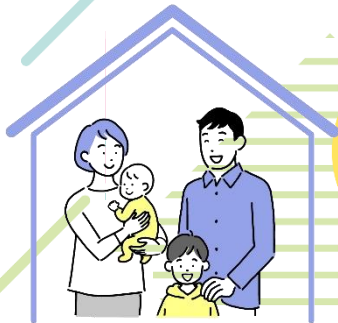


砂川市では事業所の住宅手当の一部を補助します!!

# 従業員家賃支援事業補助金



## POINT 01

### 【対象事業】

市外から転入した従業員に対する住宅手当のうち、次のいずれかに該当するもの

- ①新たに制度を設けた場合
- ②現在の制度を改正し、手当を増額する場合



## POINT 02

### 【対象事業者】

市内に事業所、営業所などを有する中小企業者および社会福祉法人、医業を主たる事業とする法人



## POINT 03

### 【対象従業員】

次のいずれにも該当する従業員に対する住宅手当が対象です

- ①転入時40歳未満の者
- ②雇用保険に加入している者



## POINT 04

### 【対象経費】

共益費、管理費、駐車場費等を除いた賃借料に対する住宅手当

※ 事業者が所有する社宅・寮、市営・道営住宅にかかる住宅手当は対象外です



## POINT 05

### 【補助額】

対象経費の1/2を助成(限度額:月額1万円、最大36か月分)

※ 年度ごとに申請が必要です



★お問い合わせ:砂川市 経済部 商工労働観光課 企業労政係  
☎ 0125-74-8385(直通) MAIL: kigyo@city.sunagawa.lg.jp

